

議案第95号

令和2年度館山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度館山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年12月7日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
家族介護用品購入費	令和3年度	4,000
地域包括支援センター運営事業委託料	令和3年度から 令和5年度まで	254,876

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事	項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度当支出期間	以降年度以降の支出予定額	左の特		財源		内訳
			期	金額			国際支出金	地方債	財源	一般財源	
	家族介護用品購入費	4,000			令和3年度	4,000	2,310			1,690	
	地域包括支援センター運営事業委託料	254,876			令和3年度から令和5年度まで	254,876	147,191			107,685	